

(法第 28 条第 1 項関係)

平成 30 年度事業報告書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人インクルーシヴ・ジャパン

1 事業の成果

平成 30 年 4 月 1 日より、就労継続支援 B 型事業所「インクルーシヴ・松山 ヒカリのアトリエ」の受託・運営が 2 年目に入った。何らかの障がいのため一般の仕事に就くことが難しくなった人や一般就労に向けて訓練したい人など通算 40 名と契約し、アートを媒体とした就労支援を行っている。一人ひとり違った背景と個性を持つ方々の障害特性に応じた環境を整備して居場所を創り、それぞれの方の魅力を最大限に引き出すよう支援している。一般のギャラリー等での展覧会や販売会、またグッズ制作や印刷物等により、障がいのある方のアートの魅力を社会に広げてきている。ご利用様が自己肯定感を取り戻し就労生活の基盤を整え一般就労に向け前進されるステップになっており、実際に一般就労された方も 3 名になった。法人設立 4 期目となる令和元年からは、さらにスタッフの支援力を高め、ご利用様の潜在力を引き出し、作家を育て、作品集の出版や展覧会を通じて社会との繋がりを開拓し、インクルーシヴしていく取り組みを展開していきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者の 範囲及び人数	支出額 (千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の受託・運営	就労継続支援 B 型事業所の受託・運営	通年	法人事業所内	14 人	35 名	34,206

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	支出額 (千円)
実施してい ない					

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。